

特定電気取引に関する計量課題研究会（第3回）
議事要旨

○日時

2019年10月23日（水）17時～19時15分

○場所

日本電気計器検定所本社4階 第1会議室

○出席委員

本多委員長、岩船委員、加曾利委員、高増委員

○オブザーバー

京セラ株式会社 草野氏、小川氏、豊田通商株式会社 曾篠氏
日本電機工業会 尾関氏、北川氏、電気事業連合会 川口氏
経済産業省 計量行政室 前場室長補佐、濱田調整係長
経済産業省 資源エネルギー庁 電力産業・市場室 下村室長、清水課長補佐、山中室長補佐
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課
佐久間課長補佐

○事務局（日本電気計器検定所）

森野経営企画室長、中島経営企画室グループマネージャー、杉崎型式試験グループマネージャー

○議題

- (1) 新たな電気取引における事業者ニーズについて
- (2) 特定電気取引について

○議事要旨

- ① 需要家相手の取引だと、しっかりと作らなければならないが、送配電事業者が相手であれば、送配電事業者の裁量など、ある程度、送配電事業者がそのルールをしっかりと決めるという整理の仕方をすれば良いと思う。
- ② 合意をすれば良いという書き方は何となく違和感があって、それは商売なので合意をすれば、何でもやっていいと言われると、規格を決める意味はないので、合意をしたら良いというような書き方は何となく違うのではないかと思う。
- ③ 類型A、Bの小規模と大規模の境目はどこで、ここを分ける必要が本当にあるか。また、相互の合意を前提にということは、確かに難しいが、基本的に柔軟な取引などに応じて、任意の基準を作るというのは柔軟な方向性であると思うので、方向としては良いと思う。
- ④ 類型Cと類型A、Bとの違いが、よく分からない。
- ⑤ それぞれの取引形態とか、取引量でどのくらいの性能がいるのか、そのための技術基準の要・不要というところが、非常に大事。誤差を測定するための技術的な試験方法などが定められていないので、各メーカーが各々測って誤差を表明し、ほかのメーカーと試験方法が違う可能性もあるので、そこは統一していくべき。今の市場に出ているものを使いたいがための規格を作るのはどうかと思う。
- ⑥ 基本的なことをJISで定め、JETとかJEMAなどで検定をやるなど、試験方法の詳細を決めるということをして、パワコンに計測機能をきちんと持たせる。それでパワコンの値段がすごく高くなるということにはならないと思う。

- ⑦ 基本的にはまずどのくらい今回柔軟な取引、条件の緩和を認めるかというランクを考えるべき。今すでに売られているものを使うレベルの議論をするのか、それとも今のパワコン等のレベルを、もっと厳しくしなくてはいけなくて、そのレベルにできるかという話をするのか、それとも何らか追加的な計測器を全てパワコンなりに埋め込むという話をするのか、どの段階を狙うのかによって、整理が違ふと思う。
- ⑧ 需要家サイドであれば、取引できる金額がせいぜいメリットが出て年間数万円とかなので、なるべくなら今のパワコンをもう少し良くしたぐらいで取引が認められることが、おそらく事業者にとっては、ハッピーな絵姿ではないかと思う。
- 一方、それだと需要家保護という観点から不十分ではないかと言われた場合に、例えば、パワコンなりに計測ユニットみたいなものを、共通でたくさん作って、コストを下げられれば、もしかしたらそれをパワコンメーカーが埋め込む可能性もあるので、そこは技術的、経済的にどこまで可能かというバランスだと思う。
- ⑨ 需要家の視点だと、せっかく入れた太陽光とか蓄電池はおそらく15年とか20年、使い続けるものになる。その時に市場で新しいサービスが入ったからその機器を買い換える事はあり得なくて、そのものを使って、参画できるようにしたいというニーズもあると思う。類型Aに入れたものが将来的に類型Cの中でうまく使っていけるような、なるべく多くの機器が参画できるというような考えを視野に入れ、この特定電気取引の範囲を御議論いただくと、ありがたい。
- ⑩ 資料4の特定電気取引の要件、論点1について、ユーザー間IoT機器間の取引など、電力サービスの幅が広がるにつれ誤差を許容しても初期費用軽減すれば成立するサービスへのニーズは高まる。このようなサービスの普及を健全に育成するためにも事務局案のように絶対基準を一つに限定して可能性を限定するのではなく、多様な取引形態に応じて双方合意に基づいて、任意の基準と設定できることは必要。
- 論点2について、双方合意のためにも説明責任を果たせば、任意の基準として計量の誤差等の機器性能を客観的評価できる資料提示が必要で、それに基づく合意とすべき。また、大規模と小規模に分けて保護の考え方を分ける点も異論はない。ただ、保護に関しては、精度だけではなく、精度プラス取引条件の組合せで需要家保護をする工夫の余地もあるのではないかと。例えば、精度が低くても常に最も外れた計測値を出す前提で価格から割引するなど取引条件を設定できるので、このように計測精度と取引条件の組合せで保護度合を調整する余地も検討できれば良い。
- 論点3について、基本的に説明責任をサービス提供者に求めることができれば、任意の制度で良い。ただし、悪質な問題が起きた時に需要家保護の指導もできるようにしてもらいたい。必要に応じて客観的な性能評価でのデータ精度を提示できれば利用方法も工夫できる。
- ⑪ 精度については、きちんとやるべきだと思うが、今の特定計量器に要求されている構造要件は家の外に置いて10年間ずっとあの雨風に耐えて置かれることを条件にしているので、パワコンの中に入っている電力測定システムの場合、全然違う。パワコンには、パワコンのためのJIS規格があって、それに環境条件が規定されているのでそれで十分だと思う。ただ、任意の基準というような言い方は変だと思う。
- ⑫ 構造に関しては、柔軟な対応というので良いのかなと思う。評価も自己適合宣言というのが少し分からないが、何らかルールを決めて、なるべく簡易に評価できるような仕組みができればいいと思う。
- ⑬ 類型Cのところは、ある意味、逆にクリアかなと思う。類型Aとか個々の消費者がかかわるところは単純にそうはいかないというのは、論点として出している。そういう点でいうと第三者評価とか自己適合宣言という言い方で保護が本当にできるかは、制度、メーターの精度のところも含め、いろいろな事業者が入ってくる可能性があるんで、きっちりと担保しておく必要がある。
- ⑭ 類型Cのように市場に売りたいという話があり、こうした時、これまでメーターは検定を受けたメーターであることを前提にTSOの系統運用が行われてきた。これがそうではない計量値のものが出てくるということは、おそらく初めての経験になると思う。こうした時に個々の誤差について、系統運用側からみるとどう見えるか。そのある程度の誤差というのはどういう場合、許容できるのか、できないのかといったところをどう考えるか。

- ⑮ 従来、需要家保護の観点から、電気計量＝特定計量器として、かなり厳しい検定を取ったものだけが得られる誤差の範囲においてお客様との取引を一般送配電で取り扱っている感覚からすると、青の部分においても一定の誤差内に収まる計量を行うべきだと考えており、ここを緩めすぎる施策については違和感を感じる事から、その観点も踏まえ御議論いただけると、ありがたいと思う。
- ⑯ 市場が適当に決めたら困るという気がする。以前の話にあったようにアメリカではそれなりに市場が決めているのかもしれないが、かなり厳しい規格を作って、つなぐものの管理をしているので、日本的にやるのであれば、規格とか精度要件の仕組みを作ったほうがよいのではないかと。
Cの場合でも、どういう検査の仕方をしているときの精度はいくつかということは決めないといけない。Cが今後すごく伸びていって、そこがある量を要求してくるなら、AとかBとかも似たようなところを決めておくほうがやりやすい気がする。緩めたいというニーズが高いのであれば、1級、2級、3級を作るとか、精度評価の方法を決めて、精度に関しては別に業界とかで決めていくというのはあるかもしれない。
- ⑰ VPPをやっている人間からみて、メーターの測定精度というよりも、送配電が認めるのは、スマートメーターしかない。そのビハインドメーターの個別計量がまず認められていないので、その議論ができた時の議論をすればいいと思うが、まだそこまで、議論がどこの平場でも進んでないと思う。需給調整市場で認められているのは、お客様のところの需給点にあるメーターで測定できたデマンドレスポンス量のみ。
また、ガバナンスフリーというものは勝手に動くので、それを測ろうとしないと思うが、その辺で切り分けた方が、kWhの話なのかそれ以外なのかを切り分けると、話の焦点がまとまってくる。需給調整市場の話をつらつら進めてもらえれば、ありがたい部分もあるが、この場合は、まだ決まっていない制度のための議論の話ではなくて、今あるところのものを解決してあげて、将来的にビハインドメーターにある中の、機器計量でも用を足すものを作っていければ、というような議論になれば、ありがたい。
- ⑱ 例えば類型A、類型B、類型Cでおそらく求められる要件は、これまでと同じようにしっかり求めて、計量性能を求めないといけないという部分と類型Aとか類型Bであれば、ある程度取引の取引者に応じて、それぞれある程度柔軟に設定しても良いという意見もあるのではないかと。
- ⑲ 資料4でいうと赤いところと青いところに分かれていると、青い中で測ったものを取引、ということなので、その青い中に求められる性能はどのくらいかということのここですべてをビジネスを考えている立場と、それを供給する、要は一般家庭の人、がどの位でやるかということが決まると、どのくらいの性能の電気の製品というか計測部があるのっていうのは、必然的に決まってくる。いろいろなビジネスのパターンがあるので、それを一度に網羅してここで議論すると、議論が発散するので、今回はここ、例えば類型Aなら類型Aで青い部分は特定電気取引で行うことも許容されるという整理にしたなら、その中で、どういうことかということを一一つ潰していく流れで進めると良い。
- ⑳ 本当に精度にどれだけの価値を持っているかということと、その精度を実現するのにどれだけのコストがかかるか、そこをきっちりとエビデンス、例えばパソコンを±5%、±2.5%にするとコストがこれだけ上がるのか、そういった数値がないと本当に議論にならないと思う。事業者がどれだけ要求するか、あるいはTSOがどれだけ要求するか、それは変動するのかもしれないが、それに対してその精度を出すならこれだけお金が掛りますよというものは必要かなと思う。
- ㉑ 今までの議論を聞くと、青い部分については従来の計量法の枠からは外しましょうっていうのは、多分皆さん合意されているので、それで合わせてそれでおしまいでも良いような気がするが、青いところに関しては、要求される精度とかコストとかそういうことで制度は決まってくるということと、もうひとつはそれを担保するために、JISの規格とか第三者機関とか業界団体による認証システムとか、そういうのは作るべきだと思う。ただし、具体的な精度に関しては、パソコンの会社とかTSOとかそういうところの御意見を聞かないと、今のところは判断できない。
- ㉒ 柔軟な計量は、緩くする一方ではなくて、厳しくしてほしい部分もある。そういった意味で、データを取る間隔はスマートメーターでは不十分。新しい技術が生まれてくる間隔が短くなっている時に、将来のビジネスの変革にフレキシブルに対応できるような形での制度設計を事業者としてはお願いしたい。

- ⑳ 需要家視点で見たときに、今このサービスを使うことによって、需要家がどれだけのベネフィットを得られるのか、そのためにどれだけ投資するのかという部分も含めて確認しないと、「これはこれだけの価値があるので、これだけコストアップします」という形にしても、需要家はその電気の取引によって、それよりも大きなベネフィットを得られないと、導入するということが、インセンティブが働かないという形にもなりかねないので、そのバランスを決めていくというのが正に一番重要。

類型Aで始めたものがサービスが始まった時に類型Cにそのまま持っていきたいということも今後新しいサービスが出て来る場合に十分起こりえると思うので、その時に特定電気取引の範囲のものがAは良かったけどCになったら、スマートメーターを付けないとダメになるということは無いように今回の定義の中でそこは明確にしてほしい。

- ㉑ 実証事業を進めている立場としては、非常にこの議論の方向性は賛同している。

その議論を結論付けるに当たってメーターの要件を決めないと、この特定電気取引を認めるか認めないかを判断できないことかと思っており、どういうふうに使われるかにより、性能や求められる精度が決まってくると思っている。そこは需給調整市場であればTSOの考えもあるし、別の市場であればその市場監督者や関係者、それぞれの使われる市場や取引によって条件が変わってくると思うので、そちらの意見を踏まえた上で制度が考えられていくべきと思う。

一方で、本研究会に求められる点は、元々特定計量器に求めている考え方と違うものとなった時に、現状の特定計量器の考え方とのズレが生じないかなどの整理であり、検討スケジュールも制限がある中で、制度や使い方の議論は継続する必要があると思うし、特定計量器同等にならない落としどころがあるのか、技術的な検討を行っていくものと感じた。

お問い合わせ先

日本電気計器検定所 経営企画室

電話：03-3451-1263